

企画財政局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

- (1) **自動車運送事業会計清算事務事業費** 2,333
 旧交通局発行の回数カード等（平成31年5月31日まで払戻可能）に係る精算事務を行う。 (3,604)
- (2) **予算編成等関係事業費** 3,036
 予算書の作成など、予算編成等における一連の事務を行う。 (2,882)
- (3) **尼崎市ふるさと納税推進事業費** 22,233
 ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業のPRを通じた活性化に寄与するため、一定金額以上の寄附を行った寄附者に対して、市内企業の商品等を記念品として贈呈する。 (34,882)
- (4) **全国市長会等負担金** 4,578
 全国市長会等関係諸会議の開催及び出席を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、関係各市との意見交換等を行う。 (4,599)

【款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費】

- (5) **財政調整基金積立金** 14,798
 尼崎市財政調整基金条例に基づき、本市財政の健全な運営に必要な財源として同基金に積み立てる。 (28,666)
- ・前年度決算剰余金
 - ・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》 (単位：千円)

財政調整基金	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 末残高	31 積立	31 取崩	31 末残高
	3,981,056	7,410,498	6,151,371	6,775,648	14,798	2,050,000	4,740,446

- (6) **減債基金積立金** 1,545,815
 尼崎市減債基金条例に基づき、市債の償還に必要な財源を確保し、もって市財政の健全な運営に必要な財源として同基金に積み立てる。 (984,946)
- ・公共施設マネジメント計画に係る土地売却収入
 - ・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》 (単位：千円)

減債基金	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 末残高	31 積立	31 取崩	31 末残高
通常分	6,125,058	5,492,070	5,494,515	3,630,163	1,385,815	3,000,000	2,015,978
公共施設マネジメント計画分	738,000	738,000	2,550,921	4,223,328	160,000	136,237	4,247,091
合計	6,863,058	6,230,070	8,045,436	7,853,491	1,545,815	3,136,237	6,263,069

- (7) **公共施設整備保全基金積立金** 239,752
 239,752
 (84,597)
 尼崎市公共施設整備保全基金条例に基づき、公共施設の整備及び保全に必要な財源として同基金に積み立てる。
 ・モーターボート競走事業会計からの繰入金
 ・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》

(単位：千円)

公共施設整備保全基金	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 末残高	31 積立	31 取崩	31 末残高
	3,592,918	2,792,869	3,082,591	3,383,428	239,752	15,904	3,607,276

【款：総務費 項：総務管理費 目：企画費】

- (8) **交通政策推進事業費** 181,075
 (200,085)
 市民にとって必要な公共交通サービスの確保を図るため、事業者や行政機関等が参画する地域公共交通会議を運営し、また、バス路線の移譲を受けた事業者に補助金を交付する。加えて、市民が過度に自動車に依存する生活から公共交通や自転車などの多様な交通手段を適度に利用する生活へ自発的に転換するきっかけとなる環境整備を図る。
 主要 No. 63 ・尼崎市路線バス運行支援補助金
 本市の実情に即したバス路線の維持を図るため、市営バス路線の移譲を受けた乗合バス事業者に補助金を交付する。

- (9) **都市政策推進事業費** 10,851
 (6,121)
 総合計画に掲げる本市の将来像である4つの「ありたいまち」の実現に向け、ファミリー世帯の定住・転入促進をはじめとした本市の各種課題解決に向けた施策の立案につなげるため、アンケート等の手法により調査・分析を行う。
 主要 No. 69 平成31年度は、これまで実施してきたアンケート等に加え、ファミリー世帯の定住・転入に関する状況をはじめ、本市を取り巻く社会経済情勢等について調査・分析を行う。

- (10) **総合計画等推進事業費** 542
 (1,000)
 総合計画に掲げる本市の将来像である4つの「ありたいまち」の実現に向け、尼崎市総合計画審議会を適切に運営するとともに、市民、事業者、行政のよりどころとなる総合計画の推進を図る。

【款：総務費 項：総務管理費 目：諸費】

- (11) **税外収入還付金** 150,000
 (150,000)
 過年度の歳入において、収入超過となった国・県補助金等の返還を行う。

【款：公債費 項：公債費 目：元金】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) <u>市債償還金</u> | 27,467,714 |
| 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金を償還する。 | (30,034,209) |

【款：公債費 項：公債費 目：利子】

- | | |
|--|-------------|
| (2) <u>市債利子</u> | 1,833,305 |
| 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする利子を支払う。 | (2,065,022) |
| (3) <u>一時借入金利子</u> | 4,448 |
| 歳計現金の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払う。 | (19,546) |

【款：公債費 項：公債費 目：公債諸費】

- | | |
|--|------|
| (4) <u>元利金支払事務取扱手数料</u> | 98 |
| 住民参加型市場公募地方債の特定の証券借入に係る元利金支払事務取扱手数料を支払う。 | (99) |

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：水道事業会計補助金】

- (1) 水道事業会計補助金 4,931
総務省の繰出基準に基づき、水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (4,686)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：工業用水道事業会計補助金】

- (2) 工業用水道事業会計補助金 1,440
総務省の繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (1,244)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：阪神水道企業団補助金】

- (3) 阪神水道企業団補助金 2,546
総務省の繰出基準に基づき、阪神水道企業団に対して児童手当に要する経費の本市負担分を補助する。 (2,831)

【款：諸支出金 項：企業会計等出資金 目：阪神水道企業団出資金】

- (4) 阪神水道企業団出資金 12,720
総務省の繰出基準に基づき、国庫補助の対象となった事業に対し、企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、出資する。 (18,466)



阪神水道企業団尼崎浄水場

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

(1) 予備費
予備費

100,000
(100,000)